

報告第8号

専決処分事項報告について（和解及び損害賠償の額の決定）

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和53年12月22日議決）第1項及び第2項の規定により、専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

専決処分書写……別記

令和6年6月4日提出

交野市長 山 本 景

和解及び損害賠償の額を定めるについて

(写)

6 専第 2 号

専 決 処 分 書

次のとおり、和解及び損害賠償の額を定めるにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項並びに市長の専決処分事項の指定について（昭和 53 年 12 月 22 日議決）第 1 項及び第 2 項の規定により専決処分する。

- 1 内 容 市が相手方に、損害賠償額として金 93,038 円を支払う。
- 2 相 手 方 住 所 [REDACTED]
氏 名 [REDACTED]
- 3 示 談 日 令和 6 年 5 月 1 日
- 4 事 案 概 要 令和 6 年 2 月 27 日（火）午後 2 時 29 分頃、開発事前協議書の事務連絡で学務保健課に訪ねようと当該駐車場に駐車し、運転席のドアを開けた際に強風が吹き運転席側のドアが相手方車両の運転席ドアに接触し破損させたもの。
- 5 そ の 他 相手方修理費 93,038 円
対物共済保険額 93,038 円
市持出額 0 円

令和 6 年 5 月 1 日

交野市長 山 本 景